



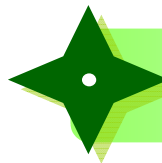
平成27年度決算に基づく 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」をお知らせします

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成27年度決算における「健全化判断比率」及び公営企業の「資金不足比率」を算定しました。

これらの比率が一定の基準値を超えた場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化計画を策定することなどが義務付けられます。

算定の結果、各比率はすべて基準値を下回っています。「実質公債費比率」は10.6%と、昨年度から0.5ポイント改善し、「将来負担比率」も60.7%と昨年度から5.0ポイント改善しました。

(単位:%)



健全化判断比率

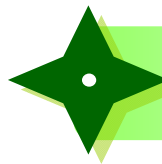
(参考) 早期健全化基準

(参考) 財政再生基準

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.6	60.7
12.10	17.10	25.0	350.0
20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」で表示

(単位:%)



資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	(参考) 経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
診療所事業会計	—	20.0
介護老人保健施設事業会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」で表示



実質赤字比率

「一般会計等(=普通会計)の実質赤字額」の標準財政規模^(注)に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示すもの

(注)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模
(標準税収入額等+普通地方交付税+臨時財政対策債発行可能額)

一般会計等の実質赤字額 ▲ 761,655 ※

標準財政規模 24,699,746

=

※ 実質収支が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

●実質赤字比率の推移

(単位:%)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
健全化判断比率	- (▲2.70)	- (▲3.07)	- (▲3.08)
早期健全化基準	12.11	12.13	12.10
財政再生基準	20.00	20.00	20.00

※()内数値は参考算定値

算定開始以来、一般会計等の実質収支額は黒字を維持していることから、実質赤字比率は算定されていません。



連結実質赤字比率

「全会計の実質赤字額(又は資金不足額)」の標準財政規模に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示すもの

連結実質赤字額	▲ 5,267,775 ※	=	—
標準財政規模	24,699,746		

※ 連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

● 連結実質赤字比率の推移

(単位: %)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
健全化判断比率	— (▲20.78)	— (▲22.01)	— (▲21.32)
早期健全化基準	17.11	17.13	17.10
財政再生基準	30.00	30.00	30.00

※()内数値は参考算定値

算定開始以来、全会計の実質収支額は黒字を維持していることから、連結実質赤字比率は算定されていません。



実質公債費比率

「一般会計等の元利償還金」及び「公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等(準元利償還金)」の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの程度を示すもの

実質公債費 A (地方債元利償還金 + 準元利償還金)
－ (A に充てられる特定財源及び普通交付税算入額)

標準財政規模 － A に係る普通交付税算入額

= 10.6 %

(単年度 ㉕10.8%、㉖10.7%、㉗10.5)

●実質公債費比率の推移

(単位: %)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
健全化判断比率	11.8	11.1	10.6
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0

※各年度の比率は3ヵ年平均値

これまで、「返す以上に借りない」ことを基本に、市債の借り入れを抑制し、可能な限り、繰上償還を行ってきました。

その効果もあり、一般会計の元利償還金等が減少し、実質公債費比率は10.6%と、前年度から0.5ポイント改善しました。

ただし、今後も下水道事業など公営企業債の公債費負担は高い水準で推移する見込みであることから、引き続き注意が必要です。



将来負担比率

「公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の標準財政規模に対する比率で、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\frac{\text{将来負担額A } 67,898,168 \text{ — 充当可能財源等B } 55,379,861}{\text{標準財政規模 } 24,699,746 \text{ — 元利償還金に係る27年度普通交付税算入額 } 4,087,960} = 60.7 \%$$

●将来負担比率の推移

(単位:%)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
健全化判断比率	66.0	65.7	60.7
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0

これまで、市債の借入抑制や繰上償還に努めるとともに、新規借入の際も地方交付税措置の手厚い事業債を厳選してきました。これにより、基金残高など充当可能財源が減少したものの、市債残高など一般会計の将来負担額も減少したため、将来負担比率は60.7%と、前年度から5.0ポイント改善しました。

ただし、下水道事業など公営企業債の償還に係る負担は今後も高い水準で推移する見込みであり、引き続き注意が必要です。



資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すもの

(参考: 資金剰余額、単位: 千円)

$$\text{(法適用企業)} = \frac{\text{資金不足額(流動負債－流動資産)}}{\text{事業規模(営業収益－受託工事収益)}}$$

病院	395,689
水道	3,113,192
診療所	131,050
介護老人保健	168,788

$$\text{(法非適用企業)} = \frac{\text{資金不足額(歳入－歳出－翌年度に繰り越すべき財源)}}{\text{事業規模(営業収益－受託工事収益)}}$$

公共下水道	154,121
農業集落排水	16,728

※いずれの会計も資金不足額(赤字)は生じていません。

算定開始以来、全ての公営企業会計で資金不足は生じていません。